

平成26年度

健全化判断比率及び
資金不足比率報告書

企画政策課 財政係

1. 健全化判断比率

地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（「健全化法」）が平成19年6月に制定されました。この法律において、地方公共団体の財政健全性を示す4つの指標を毎年度算定し、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならないと定められています（第3条第1項）。

算定した4つの指標のいずれかが、早期健全化基準以上になると財政健全化計画、財政再生基準以上になると財政再生計画の策定が義務付けられます。平成26年度決算に基づく健全化判断比率は以下のとおりです。いずれの指標も早期健全化基準を下回っているため、健全であるといえます。

単位：％

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
26年度	-	-	3.6	23.3
25年度	-	-	3.6	-
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※昨年までマイナスだった将来負担比率が23.3%となりましたが、早期健全化基準を大きく下回っています。

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額が無い場合「-」で示されます。

(1) 実質赤字比率 - % (実質赤字比率が無い)
 < 早期健全化基準15.00%・財政再生基準20.00% >

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

※実質収支が黒字である場合、実質赤字比率は負の値で表示されます。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\Delta 321,539}{4,079,360} \text{ 千円} = \boxed{- \%}$$

参考：25年度

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\Delta 213,885}{4,172,550} \text{ 千円} = \boxed{- \%}$$

◎湯沢町の実質収支は321,539千円の黒字であったため、実質赤字比率はありません。

一般会計の実質収支

単位：千円

	歳入	歳出	翌年度繰越	実質収支
26年度	8,087,158	7,193,047	572,572	321,539
25年度	9,318,454	8,482,833	621,736	213,885

(+107,654)

【標準財政規模】

標準的に収入が見込まれる一般財源の総額（町税、地方譲与税、普通交付税、臨時財政対策債、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金等の収入見込みの合算額）。町税収入、普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額等の減少により前年度と比較し93,190千円の減となった。

【一般会計等】

公営企業会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計を除く会計。

(2) 連結実質赤字比率 - % (連結実質赤字比率が無い)
 < 早期健全化基準20.00%・財政再生基準30.00% >

一般会計等に公営企業会計や国民健康保険等の会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある会計が存在することになり、その会計の赤字の早期解消を図る必要があります。

※連結実質収支が黒字である場合、連結実質赤字比率は負の値で表示されます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\Delta 1,045,343}{4,079,360} \text{ 千円} = \boxed{\text{--- \%}}$$

参考：25年度

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\Delta 892,756}{4,172,550} \text{ 千円} = \boxed{\text{--- \%}}$$

◎湯沢町の一般会計等及び公営企業会計を除く公営事業会計（国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計）の実質収支で赤字の会計はなく、公営企業会計（下水道特別会計、水道事業会計、病院事業会計）についても資金不足額は発生していません。

各会計の実質収支 ※水道・病院・下水は資金剰余額 単位：千円

	25年度	26年度	差引
一般会計	213,885	321,539	107,654
国民健康保険特別会計	40,087	47,890	7,803
後期高齢者医療特別会計	86	267	181
介護保険特別会計	18,595	17,617	△ 978
水道事業会計	423,112	455,474	32,362
病院事業会計	156,949	150,891	△ 6,058
下水道特別会計	40,042	51,665	11,623
合計	892,756	1,045,343	152,587

(3) 実質公債費比率 3.6% (前年度3.6%)
 < 早期健全化基準25.0%・財政再生基準35.0% >

平成26年度に一般会計が負担した元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率(過去3カ年平均)。借入金(地方債)の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、財政に及ぼした負担の程度を示します。

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} &= \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{元利償還金の財源に充てた特定財源} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \\ &= \frac{(116,360 + 587,392) - (20,625 + 543,663)}{4,079,360 - 543,663} = 3.94446 \end{aligned}$$



◎湯沢町では早期健全化基準である25.0%を大幅に下回っています。
 分母となる標準財政規模の減により、単年度の数値は増となりましたが
 3ヶ年平均の数値に変動はありませんでした。

	単年度	3カ年平均
24年度	3.30242	3.6
25年度	3.76745	
26年度	3.94446	

単位：千円

	24年度	25年度	26年度	差引(H25-H24)
地方債の元利償還金	110,236	107,121	116,360	9,239
準元利償還金	580,631	594,887	587,392	△ 7,495
元利償還金の財源に充てた特定財源	25,353	20,108	20,625	517
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	546,285	545,243	543,663	△ 1,580
標準財政規模	4,156,633	4,172,550	4,079,360	△ 93,190

【地方債の元利償還金】 116,360千円 24年度 25年度 26年度 差引 (H26-H25) このページの数字の単位はすべて千円

一般会計において支払った公債費の額	元金	93,773	90,875	94,820	3,945
	利子	16,463	16,246	21,540	5,294

【準元利償還金】 587,392千円 24年度 25年度 26年度 差引 (H26-H25)

特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの	下水道特別会計	498,285	514,661	540,117	25,456
	水道事業会計	16,237	14,878	13,525	△ 1,353
	病院事業会計	16,143	16,144	15,915	△ 229
一部事務組合等への補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還に充てたと認められるもの	魚沼地域特別養護老人ホーム組合	6,030	6,014	5,997	△ 17
	南魚沼福祉会	8,906	8,532	8,370	△ 162
債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの	魚沼地域福祉会	278	0	0	0
	雪国ボランティア	135	128	125	△ 3
	土地改良区	34,106	34,106	3,045	△ 31,061
	融資利子補給	511	424	298	△ 126

【元利償還金の財源に充てた特定財源】 20,625千円 24年度 25年度 26年度 差引 (H26-H25)

元利償還金の財源に充てた特定財源	県貸付金（産業育成資金）	15,000	15,000	15,000	0
	公営住宅等使用料	10,353	5,108	5,625	517

【基準財政需要額算入額】 543,663千円

	24年度	25年度	26年度	差引 (H26-H25)
事業費補正	320,624	321,370	313,513	△ 7,857
災害復旧費等	202,783	200,608	207,037	6,429
密度補正	22,878	23,265	23,113	△ 152

(4) 将来負担比率 23.3% (前年度 - %)
 < 早期健全化基準350.0% >

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。借入金（地方債）や将来払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示します。

$$\begin{aligned}
 \text{将来負担比率} &= \frac{\text{将来負担額} - \text{将来負担額に充当可能な財源}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額}} \\
 &= \frac{8,639,979 - 7,815,660}{4,079,360 - 543,663} = \boxed{23.3\%}
 \end{aligned}$$

◎統合文教施設整備事業のために学校施設整備基金を全額取り崩したことなどにより、基金残高が減少し将来負担に充当可能な財源が減となったため、平成26年度は将来負担比率が23.3%となりました。これまで発生していなかった数値ではありますが、早期健全化基準を大きく下回った数値となっています。

単位：千円

	24年度	25年度	26年度	差引 (H25-H24)
将来負担額	8,029,852	8,356,014	8,639,979	283,965
将来負担額に充当可能な財源	9,595,643	8,865,783	7,815,660	△ 1,050,123
標準財政規模	4,156,633	4,172,550	4,079,360	△ 93,190
元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	546,285	545,243	543,663	△ 1,580

このページの数字の単位はすべて千円

【将来負担額】 8,639,979千円

		24年度	25年度	26年度	差引 (H26-H25)
地方債の現在高		1,445,800	2,370,725	2,867,705	496,980
債務負担行為に基づく支出予定額	南魚沼福祉会	40,840	33,160	25,480	△ 7,680
	魚沼地域福祉会	0	0	0	0
	雪国ボランティア	457	343	228	△ 115
	土地改良区	57,674	24,916	22,381	△ 2,535
公営企業の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額	下水道特別会計	4,613,618	4,079,012	3,938,505	△ 140,507
	水道事業会計	140,043	120,331	100,659	△ 19,672
	病院事業会計	236,386	225,382	271,836	46,454
一部事務組合等の地方債の償還に係る負担等見込額	魚沼地域特別養護老人ホーム組合	56,606	51,166	45,651	△ 5,515
年度末に全職員が自己都合退職したと仮定した場合の退職金負担見込額		1,438,428	1,450,979	1,367,534	△ 83,445
設立法人の負債額等負担見込額	土地開発公社				0
	新潟県信用保証協会				0

【将来負担額に充当可能な財源】 7,815,660千円

		24年度	25年度	26年度	差引 (H26-H25)
充当可能基金（財調・減債・学校・美術館等）		3,615,545	2,619,954	1,861,364	△ 758,590
充当可能特定財源	公営住宅使用料	50,811	55,240	40,749	△ 14,491
	教員住宅使用料	0	0	0	0
基準財政需要額算入見込額		5,929,287	6,190,589	5,913,547	△ 277,042

【標準財政規模】 4,079,360千円

	24年度	25年度	26年度	差引 (H26-H25)
標準財政規模	4,156,633	4,172,550	4,079,360	△ 93,190

【基準財政需要額算入額】 543,663千円

	24年度	25年度	26年度	差引 (H25-H24)
事業費補正	320,624	321,370	313,513	△ 7,857
災害復旧費等	202,783	200,608	207,037	6,429
密度補正	22,878	23,265	23,113	△ 152

2. 資金不足比率（公営企業会計）

平成19年6月に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、地方公営企業の財政健全化を示す指標として資金不足比率が設けられました。この比率が経営健全化基準以上になると、経営健全化計画の策定が義務づけられます。比率の公表は平成19年度決算から、計画策定は平成20年度決算から適用されています。

平成26年度決算に基づく資金不足比率は以下のとおりです。湯沢町は全ての公営企業会計において資金不足比率は発生していません。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※ 法適用：水道事業会計、病院事業会計
法非適用：下水道特別会計

	資金不足額 資金剰余額	事業の規模	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	455,474	318,819	- %	20 %
病院事業会計	169,853	904,311	- %	
下水道特別会計	51,665	294,332	- %	

※資金剰余額は正の数値、不足額は負の値で表示。

(1) 資金不足額

$$\begin{aligned} \text{法適用} &= [\text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の経費に} \\ &\quad \text{充当した地方債の現在高} - \text{流動資産}] - \text{解消可能} \\ &\quad \text{資金不足額} \\ \text{法非適用} &= [\text{歳出額} + \text{建設改良費等以外の経費に} \\ &\quad \text{充当した地方債の現在高} - (\text{歳入額} - \text{翌年度繰越財源})] - \text{解消可能} \\ &\quad \text{資金不足額} \end{aligned}$$

(2) 事業の規模

$$\begin{aligned} \text{法適用} &= \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額} \\ \text{法非適用} &= \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額} \end{aligned}$$

《平成26年度 資金不足額及び比率の算出について》

【水道事業会計】

$$\boxed{\text{資金不足比率}} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\text{①流動負債} + \text{②} - \text{③流動資産} - \text{④}}{\text{⑤営業収益の額} - \text{⑥受託工事収益の額}} = \frac{(127,745,622\text{円} + 0\text{円} - 467,356,330\text{円}) - 0\text{円}}{320,045,179\text{円} - 1,225,620\text{円}} = \frac{-339,610,708\text{円}}{318,819,559\text{円}} = \boxed{\text{資金不足なし}} = -106.52\%$$

■資金の不足額＝(流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産)－解消可能資金不足額

- ① 流動負債 (127,745,622円)
- ② 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 (該当なし)
- ③ 流動資産 (467,356,330円)
- ④ 解消可能資金不足額 (該当なし)

■事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

- ⑤ 営業収益の額 (320,045,179円)
- ⑥ 受託工事収益の額 (1,225,620円)

【病院事業会計】

$$\boxed{\text{資金不足比率}} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\text{①流動負債} + \text{②} - \text{③流動資産} - \text{④}}{\text{⑤営業収益の額} - \text{⑥受託工事収益の額}} = \frac{(214,920\text{円} + 0\text{円} - 170,067,998\text{円}) - 0\text{円}}{904,311,139\text{円} - 0\text{円}} = \frac{-169,853,078\text{円}}{904,311,139\text{円}} = \boxed{\text{資金不足なし}} = -18.78\%$$

■資金の不足額＝(流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産)－解消可能資金不足額

- ① 流動負債 (214,920円)
- ② 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 (該当なし)
- ③ 流動資産 (170,067,998円)
- ④ 解消可能資金不足額 (該当なし)

■事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

- ⑤ 営業収益の額 (38,777,000＋865,534,139＝904,311,139)
- ⑥ 受託工事収益の額 (該当なし)

「病院事業会計営業収益」

38,777,000

「指定管理者が収受した利用料金」

入院収益	436,028,366
外来収益	318,150,030
その他医業収益	111,355,743
	865,534,139

※事業の規模の算出に当たり、指定管理者制度(利用料金制)を導入している特別会計にあつては営業収益の額に指定管理者が収受する利用料金の額を加算する。

【下水道特別会計】

$$\begin{array}{r}
 \boxed{\text{資金不足比率}} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\begin{array}{l} \text{①歳出額} \quad \quad \quad \text{②} \quad \quad \quad \text{③歳入額} \quad \quad \quad \text{④⑤} \\ (1,096,110,609\text{円} + \quad \quad \quad 0\text{円}) - (1,167,835,174\text{円} - 20,060,000\text{円}) \\ \hline 294,331,400\text{円} - \quad \quad \quad 0\text{円} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{⑥営業収益の額} \quad \quad \quad \text{⑦受託工事収益の額} \\ \hline 294,331,400\text{円} \end{array}} = \frac{-51,664,565\text{円}}{294,331,400\text{円}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{資金不足} \\ \text{なし} \\ -17.55\% \end{array}}
 \end{array}$$

■**資金の不足額** = (歳出額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - (歳入額 - 翌年度に繰越すべき財源) - 解消可能資金不足額

- ① 歳出額 (1,096,110,609円)
- ② 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 (該当なし)
- ③ 歳入額 (1,167,835,174円)
- ④ 翌年度に繰越すべき財源 (3,100,000円)
- ⑤ 解消可能資金不足額 (該当なし)

■**事業の規模** = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

- ⑥ 営業収益に相当する収入の額 (294,331,400円)
- ⑦ 受託工事収益に相当する収入の額 (該当なし)

.....
 <参考>

- 流動負債 事業の通常の取引において一年以内に償還しなければならない短期の債務
- 流動資産 現金、原則として1年以内に現金化される債権、貯蔵品など
- 営業収益 主たる営業活動として行う財貨・サービスの提供の対価としての収入、収益の中心的なもの
- 解消可能資金不足額 事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において控除される一定の額

- 繰上充用額 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- 支払繰延額 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- 事業繰越額 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額